

令和元年7月24日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和元年7月24日(水)
午後1時30分

- 2 閉会の日時 令和元年7月24日(水)
午後1時55分

- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室

- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子

- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 森山 真
教育総務課長 牧 正博
教育総務課担当課長 貴田 直子
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長
西村 正芳

- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第6号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 「授業時数と働き方改革」 7月15日 教育新聞

文部科学省は標準授業時数を大幅に上回る学校に、年間授業時数の見直しを求めた。調査によると、小学校5年生で、年間授業時数が1,086時間を超えた学校が25.7%（H30年度計画）もあった。

このことは、標準授業時数の980時間を100時間、年間35週として週に3時間相当超えている。

【経過】

○学力低下への対応 → 平成15年 学習指導要領一部改正の上、文部科学省は「各教科等の年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保すること」を要請

○このことをうけて、自治体や学校は「土曜授業」の実施や、長期休業日の縮減により、指導時間数を増やすことで、学力向上の課題への目に見える対応とした。

【問題点】

○そもそも標準時数をどう捉えるか。

○これまで実施してきた教育活動を安易にやめることが働き方改革か。

○子どもたちへの教育の質の低下を招けば、学校教育への信頼を損ねる。

○「働かない改革」にならないように。

○学校の働き方改革は、授業時数や教育活動の安易な削減ではない。

《参考》

○教育課程の編成

「校長は学習指導要領及び教育委員会の方針に基づいて教育課程を編成し、学年始めに教育委員会の承認を得なければならない。」学校法 37 市管運規則
ア 学校の教育目標

イ 教科、道徳、特別活動等の時間配当

ウ 学校行事計画

- 「年間授業日数」「標準時数」「年間35週（小学1年は34週）以上にわたって行なうよう計画し、週当たりの時数が児童の負担過重にならないようにする。」学指総則

以前、報告させていただきました、授業時数と働き方改革についてのことでありますが、標準授業時数を上回る学校に対しては、指導が入るということで、文部科学省から教育長宛てに通知が届くということです。小学校5年生で年間1,086時間を超えますと指導が入るということを報告させていただいたときがありましたが、その調査結果が出まして、平成30年度計画で1,086時間を超えた学校が25.7%あったということです。市立学校でどのくらいかということで、平成30年度を見ましたら、100%が上回っているということでありました。

標準授業時数の980時間、現在は1,015時間ですが、平成30年度は、年間980時間を100時間上回れば、年間35週と勘定した場合、週に3コマ、3時間程度上回っていることになるわけです。そうなってきますと、月曜日から金曜日までの1時間目から6時間目まで、通常のコマ数でいけば、全て埋まるという状況にありまして、ぱんぱんの状態というのが、この調査結果で出ましたので、お伝えさせていただきました。

これに至る経過については、学習指導要領が10年ごとに変わってきているわけですが、学力の低下が非常に懸念されたときがありまして、ゆとり教育があったときには、ゆとりということが前面に出まして、教科書の内容が若干減った時期がありました。平成15年の学習指導要領の一部改正により、文部科学省から授業時数について、標準を上回る適切な指導時間を確保するという通知が出ています。このことを受けて、「土曜授業」の実施や長期休業日の縮減により、指導時間数を増やすことで、学力向上の課題に目を向けることになり、現在に至っています。

例年春に、教育課程の承認申請事務を行う際、市立学校におきましても、小学校、中学校、幼稚園を含め、教育委員会承認ということで、判を押して学校に返すわけですが、私が指導主事のときにも、標準授業時数を上回っているか、下回っているかということはずっと見ていました。申請の際には大体が上回っていますが、結果報告が返ってくる年度末には、算数が足りない、英語が足りない、標準授業時数を下回っていることについて、学校に返していました。

下回っていれば、どうだったのかという問い合わせを教育委員会として、してきましたし、申請の際にも、標準授業時数を上回る教育課程の編成を、年度通しにしてきたという経過が、学校現場と教育委員会の間で、やりとりがありました。

そういった中で、働き方改革ということの名目に、時数を上回っているところには、もう少し減らす指導をするといった現象が起こっているわけです。

そこで問題点として、1点目は、そもそも標準時数をどう捉えるのかということ。

2点目は、これまで実施してきた教育活動を安易にやめることが、働き方改革になるのか。例えば、通知表の所見を記入せず、個人懇談で直接伝えるといったことが、本当にプラスになるのか、マイナスになるのか。本来の教育活動として、それが正しいのかどうかというあたりの答えは出るわけですがけれども、そういったことも含めて、安易にやめることが本当に働き方改革になるのかということ。

3点目は、子どもたちへの教育の質の低下を招けば、学校教育への信頼を損ねるといことになり、そういう結果になった場合は、働き方改革と言っていられないということ。

4点目は、結果的に「働かない改革」にならないようにということ。

5点目は、学校の働き方改革は、授業時数や教育活動の安易な削減ではないということ。

何をどうしたら働き方改革につながるのかといったあたりは、よくよく見きわめて、今後やっていき、あれもこれも省くということだけではないだろうということで、前回、報告をしました教職員の資質向上、能力アップの研修等に使う時間、これらも働き方改革なのでということで、どんどん減らすことになってくると、世界のレベルから言いますと、今以上に少なくなることも考えられます。そういったことを含めて、時数と働き方改革の問題点ということで、要検討ということが問題としてあるのではないかと思います。

参考ということで、教育課程の編成については、そこに記してありますとおり、法的には次のような位置づけになっています。

1点目は、「校長は学習指導要領及び教育委員会の方針に基づいて、教育課程を編成し、学年はじめに教育委員会の承認を得なければならない。」これは学校教育法第37条、また福知山市の市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に定められています。学校の教育目標、教科、道徳、特活の時間配当、学校行事計画、こういったことが主な内容として入っています。

2点目は、「年間授業日数」、「標準時数」、「年間35週（小学校1年生は34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの時数が児童の負担過重にならないようにする。」と、学習指導要領総則に書かれています。

こういったことが、基準、中身として、授業時数や教育課程編成について示されていますが、働き方改革との関連をこれから課題としてきちんと整理しなければならない、そのように思っています。

7月15日付の教育新聞の報道内容を参考にさせていただきました。

以上1点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

倉橋委員 福知山市の市立学校は、年間授業時数を超えたのが100%ということでしたが、1,086時間を超えたのか、980時間を超えたのかどちらですか。

端野教育長 980時間、1,086時間どちらもはるかに超えています。

倉橋委員 1,086時間も100%ということですか。

端野教育長 一番近かったのが、修斉小学校の1,096.5時間です。ほかは1,100時間など、はるかに超えている状況にありました。

倉橋委員 感想ですが、我々がやってきたことの逆方向をやっている、やらなければならないということの部分、これはなかなか納得できない部分が体感的にありますし、非常に微妙に思うところもあります。実際に、教育というのはそれでよいのかということが、僕らの体にしみついている分としては、納得できないところがあります。

端野教育長 各教科の教育指導方法についても、恐らく各教科の教科内容、配当時間以上に、ああいう指導方法をとれば時間がかかるだろうという方法を提示されたりします。そういうことから言いますと、さらに時間は膨らむということもあります。よほど、きちんと年間指導計画を立ててやらなければ、結果的に大きな膨らみになり、時間ばかり使っているという状況になり、働き方改革にはつながらない結果になるおそれもあるということです。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第6号(福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について)

端野教育長 「福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長 ～資料に基づき説明～

議第6号「福知山市文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから7ページまでとなります。文化財保護審議会委員につきましては、現在、第28期の委員の皆様にお世話になっておりますが、今年の7月31日で任期満了になります。

6ページを御覧ください。

福知山市文化財保護に関する条例第9条第2項の保護審議会委員の定数は12人とし、任期は2年とするという項目によりまして、今回、委員を委嘱するものでございます。

3ページを御覧ください。

第29期委員の案ということで、現在、お世話になっております11人の委員さんに、そのまま留任していただくという形で、お願いしたいと思います。12番の委員については欠員ですが、第28期のときも、今回留任いただきます委員の皆様で、精力的に取り組んでいただいておりますし、非常にバランスもとれ、各部門、精通しておられる先生方と考えておりますので、引き続き、この委員の皆さんに委嘱をさせていただき、お願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 議案書をいただいて、市の登録文化財等を調べさせていただいた中で、この条例も改めて見せていただきました。1人欠員となっておりますが、委員の担当、受け持ちの部分で、先生方がいらっしゃるのところについては、件数に差がありますけれども、市の指定があります。この中で動物・植物及び地質鉱物の部分があります。樹木医の柳瀬先生と地質の小滝先生がいらっしゃいますが、動植物の担当がありません。これは、府のレッドデータブックに準じているのか、その辺よくわかりませんが、市の動物・植物というのは、条例の中で定めておられる府の文化財保護という部分でいくならば、この部分がゼロということになるのですが、その欠員のところに、1名補充する必要はないのか、直感的に思ったのですが、動物や植物の取り扱いはどのように考えておられるのかをお聞かせください。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長

動物・植物の取り扱いということでございますけれども、植物につきましては、11番の樹木医の柳瀬先生が、専門ですのでお願いをしております。

自然科学ということで、小滝先生と柳瀬先生にお願いをしております。動植物という広い観点で御指導いただくということで、御意見を伺っておりますが、現在のところ、福知山市内で、特に貴重な動植物等について、把握と申しますか、意見等も出ておりませんので、何とか現行のところでは対応していけるかと考えております。

和田委員

府の絶滅危惧種の中に上がっている植物が、福知山市内にもこれまでの調査であったように記憶していますし、生き物では、オオタカ、アベサンショウウオ等も市内で確認された、以前見かけたという話を聞く中で、その辺のものがこれに対象、文化財のそういった希少価値のあるものに該当しないのか、府に任せているということなのか、その辺はどうでしょうか。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

オオタカについては、営巣という別の話になってきますが、府の話になります。

アベサンショウウオについても、確かにいるところとか、府と相談しながら進めていきたいと思っております。

先生方に全部が全部、その部分で網羅できるのか、それは恐らく不可能なところもありますので、植物や地質の自然科学の分野では、課長が言いましたように、小滝先生や柳瀬先生に、お世話になるとともに、より専門的な大学や府教委とも話を詰めながら、保護を図っていきたいと考えております。

和田委員

拝見しましたら、非常に力のある先生ですし、よく御存知の先生ばかりですが、12番があいていなかったら無理は言わないですけれども、あいているのであれば、そういうこともお考えいただけたらと思います。

西村地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長

途中でどうしても必要な場合は、補充させていただくということも可能ですので、またその折には、対応していきたいと考えております。

端野教育長

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

端野教育長

議第6号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

端野教育長

それでは、異議がないので可決承認いたします。

次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.27 第14回救急フェスティバル みんなで守ろう福知山の救急

No.28 雲原砂防イベント 2019

No.29 第5回大江昔話をきく会

No.30 第50回テニスまつり

No.31 夏休み親子ユニセフ教室

No.32 2019平和のための福知山戦争展

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。